

重 要 事 項 説 明 書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会
代表者氏名	会 長 田 中 茂 一
所在地 (連絡先)	北海道上川郡剣淵町仲町28番1号 電話：0165-34-3922 FAX：0165-34-3985
法人設立年月日	昭和62年7月12日

2 ご利用者様へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	居宅介護事業所 ホームヘルプセンター つむぎ
サービスの 主たる対象者	精神・身体・知的障がい者
事業者番号	居宅介護 0113201065 (平成30年10月1日指定)
連絡先	電話：0165-34-3922 FAX：0165-34-3985
相談担当者名	サービス提供責任者 遠藤 美穂
事業所の通常の 事業実施地域	剣淵町全域

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、利用者の居宅等にサービス提供者を派遣し、生活全般において適切な援助の提供を行うことを目的とする。
運営方針	利用者の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介助、調理、洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護、その他の援助を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで 但し、12月30日から翌年1月4日までを除く
営業時間	午前8時15分から午後5時までとする 但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 事業所の職員体制

管理者	遠藤 美穂	
職種	職務内容	
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤兼務 1 名
	1 利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環	常勤専従 1 名

サービス提供責任者	きょう おう しょう ふくし てきせつ おこな 境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメント じっし えんじょ もくひょう たっせい てじゅん しょう じかん めいかく を実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした てじゅん しょ さくせい 手順書を作成します。 りょうしゃ およ どうきょ かぞく にちじょうせいかつ ぜんばん じょうきょう およ きぼう どう ふ 2 利用者及びその同居の家族の日常生活全般の状況及び希望等を踏 ぐたいてき ないよう どう きさい きょたく かいご けいかく さくせい まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成し りょうしゃ およ どうきょ かぞく きょたく かいご けいかく ないよう せつめい どうい 3 利用者及びその同居の家族に居宅介護計画の内容を説明し、同意 え こうふ を得て交付します。 きょたく かいご じっし じょうきょう はあく おこな ひつよう おう きょたく かいご 4 居宅介護の実施状況の把握を行い、必要に応じて居宅介護計画の へんこう おこな 変更を行います。 してい きょたく かいご じぎょうしょ たい してい きょたく かいご りょう もう こ かかわ 5 指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用申し込みに係る ちょうせい おこな 調整を行います。 きょたく かいご じゅうじしゃ いか どう たい ぎじゅつ しどう 6 居宅介護従事者（以下「ヘルパー」という）等に対する技術指導 どう ないよう かんり おこな 等のサービス内容の管理を行います。 たい ぐたいてき えんじょ もくひょうおよ えんじょ ないよう しじ 7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると りょうしゃ じょうきょう じょうほう でんたつ ともに、利用者の状況についての情報を伝達します。	
ヘルパー	きょたく かいご けいかく もと きょたく かいご ていきょう 1 居宅介護計画に基づき、居宅介護を提供します。 ていきょう ご ていきょう び ないよう りょうしゃ しんしん じょうきょう 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況 どう ていきょうしゃ ほうこく おこな 等について、サービス提供者に報告を行います。	じょうきん けんむ 常勤兼務 2 名 ひじょうきんけんむ 非常勤兼務 3 名

3 提供するサービスの内容と料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画区の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書をもとに居宅介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。
家事援助	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
通院等介助		通院等又は官公署並びに指定相談支援事業所への移動（公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る）のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助を行います。
通院等乗降介助		通院等のため、ヘルパー自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診の手続き、移動等の介助を行います。

（２）ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

①医療行為

②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④利用者の同居家族に対するサービス

⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）

⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）

⑧その他利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

（３）提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス料と所得に着目した負担の仕組み（１割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担それぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。（負担上限月額に関する詳細は、市町村窓口までお問い合わせください。

お支払いいただく利用料は次の通りです。

（１）介護給付費支給対象サービス利用料金

指定障害福祉サービス等費用基準額から当該障害福祉サービス等につき支給された介護給付費の額を控除して得た額。

但し、利用者の身体的理由、粗暴行為、迷惑行為、器物破損行為等により１人のヘルパー

による支援が困難と認められた場合であって、同時に２人のヘルパーによってサービスを

提供した場合は、二人分の料金をいただきます。

しょう しゃ りょうしゃ ふたん
障がい者の利用者負担

しょうとく くぶん 所得区分		せたい しゅうにゅうきょう 世帯の収入状況	げつがく ふたん じょうげんがく 月額負担上限額
せいかつ ほご 生活保護		せいかつ ほご じゅきゅう せたい 生活保護受給世帯	0 円
ていしょうとく 低所得 1		しちょうそん みん ぜい ひかぜい せたい しょう しゃ ほん 市町村民税非課税世帯で、障がい者本人の収入が年収 8 0 万円（障がい基礎年金 2 級相当額）以下の方	0 円
ていしょうとく 低所得 2		ていしょうとく いがい しちょうそん みん ぜい ほか ぜい せたい 低所得 1 以外の市町村民税他税世帯の方	0 円
一 般	しょうとく わり 所得割 まんえん みまん 1 6 万円未満	しちょうそん みん ぜい かぜい せたい 市町村民税課税世帯	9, 3 0 0 円
	しょうとく わり 所得割 まんえん いじょう 1 6 万円以上		3 7, 2 0 0 円

りょうりょう めやす じひょう とお りょうきんれい
◆利用料の目安は、次表の通りです。【料金例】

サービスの種類時間等 しゅるい じかん とう		りょうりょう 利用料	じこ ふたん がく 自己負担額
身 体 介 護 しんたいかいご	ぶん みまん 3 0 分未満	2, 5 4 0 円	2 5 4 円
	ぶんいじょう じかん みまん 3 0 分以上 1 時間未満	4, 0 2 0 円	4 0 2 円
	じかん いじょう じかん ぶん みまん 1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	5, 8 4 0 円	5 8 4 円
	じかん ぶんいじょう じかん みまん 1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	6, 6 7 0 円	6 6 7 円
	じかんいじょう じかん ぶん みまん 2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	7, 5 0 0 円	7 5 0 円
	じかん いじょう じかん みまん 2 時間 3 0 以上 3 時間未満	8, 3 3 0 円	8 3 3 円
	じかんいじょう 3 時間以上	1 6 0 えん 9, 1 6 0 円に 3 ぶん ま 0 分増すごとに 8	えん ぶん 9 1 6 円に 3 0 分 ま 増すごとに 8 3 円

		えん かさん 3 0 円加算	かさん 加算
家事 援助 えんじょ	ぶん みまん 3 0 分未満	1, 0 4 0 円	1 0 4 円
	ぶんいじょう ぶん みまん 3 0 分以上 4 5 分未満	1, 5 1 0 円	1 5 1 円
	ぶん いじょう じかん みまん 4 5 分以上 1 時間未満	1, 9 5 0 円	1 9 5 円
	じかん いじょう じかん ぶん みまん 1 時間以上 1 時間 1 5 分未満	2, 3 6 0 円	2 3 6 円
	じかんいじょう じかん ぶん みまん 1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	2, 7 3 0 円	2 7 3 円
	じかん ぶんいじょう 1 時間 3 0 分以上	えん 3, 0 8 0 円に 3 ぶん ま 0 分増すごとに 3 えん かさん 5 0 円加算	えん ぶん 3 0 8 円に 3 0 分 ま 増すごとに 3 5 円 かさん 加算
(身体 介護を 伴う) 通院等 介助	ぶん みまん 3 0 分未満	2, 5 4 0 円	2 5 4 円
	ぶんいじょう じかん みまん 3 0 分以上 1 時間未満	4, 0 2 0 円	4 0 2 円
	じかんいじょう じかん ぶん みまん 1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	5, 8 4 0 円	5 8 4 円
	じかん お ぶんいじょう じかん みまん 1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	6, 6 7 0 円	6 6 7 円
	じかんいじょう じかん ぶん みまん 2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	7, 5 0 0 円	7 5 0 円
	じかん ぶんいじょう じかん みまん 2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	8, 3 3 0 円	8 3 3 円
	じかんいじょう ぶん ま かさん 3 時間以上 3 0 分増すごとに 加算	1 6 0 えん 9, 1 6 0 円に 3 ぶん ま 0 分増すごとに 8 えん かさん 3 0 円加算	えん ぶん 9 1 6 円に 3 0 分 ま 増すごとに 8 3 円 かさん 加算
(身体 介護を 伴わない) 通院等 介助	ぶん みまん 3 0 分未満	1, 0 4 0 円	6 6 7 円
	ぶんいじょう じかん みまん 3 0 分以上 1 時間未満	1, 9 5 0 円	7 5 0 円
	じかんいじょう じかん ぶん みまん 1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	2, 7 3 0 円	8 3 3 円
	じかん ぶんいじょう 1 時間 3 0 分以上	えん 3, 4 3 0 円に 3 ぶん ま 0 分増すごとに 7	えん ぶん 3 4 3 円に 3 0 分 ま 増すごとに 7 0 円

	えん かさん 0 0 円加算	かさん 加算
--	-------------------	-----------

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供者が初回の居宅介護を行った場合、又は従業者に同行した場合に加算されます。

ないよう 内容	りようりょう 利用料	りようしゃ ふたん 利用者負担	
しょかい かさん 初回加算	2, 0 0 0 円	2 0 0 円	つき 1 月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族からの要請を受けてから 2 4 時間以内に行った場合に加算されます。

ないよう 内容	りようりょう 利用料	りようしゃ ふたん 利用者負担	
きんきゅうじ たいおう かさん 緊急時対応加算	1, 0 0 0 円	1 0 0 円	かい 1 回につき つき かい (1 月 2 回まで)

◆サービスの提供時間帯により料金が加算されます。

ていきょう じかんたい めい 提供時間帯名	そうちょう 早朝	やかん 夜間	しんや 深夜
じ かん たい 時 間 帯	ごぜん じ 午前 6 時から ごぜん じ ～午前 8 時	ごご じ 午後 6 時 ごご じ ～午後 1 0 時	ごご じ 午後 1 0 時 ごぜん じ ～午前 6 時
か さん 加 算	ま 2 5 % 増し	ま 2 5 % 増し	ま 5 0 % 増し

※サービス提供時間数は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置付けられた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者 2 人で訪問した場合の費用は 2 人分となり、利用者負担額も 2 倍になります。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供

しょうめいしょ こうふ りょうしゅうしょ そ す しちょうそん かいご きゅうふ ひ しきゅう りよ
証明書」交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費の支給（利
うしゃ ふたん ぶん のぞ しんせい
用者負担分を除く）を申請してください。

りょうしゃ たいちょうとう りゅう きょたく かいご けいかく よてい じっし ばあい
※利用者の体調等の理由で居宅介護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、
りょうしゃ どうい え ないよう へんこう ばあい じぎょうしゃ へんこう ご
利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後
ないよう じかん りょう りょうきん せいきゅう
のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。

じぎょうしゃ けいやくしゃ どうきょ かぞく かんせんしょう など たいちょうふりょう み ばあい
※事業者もしくは契約者およびその同居家族が、感染症等の体調不良が見られた場合に
いちじ ちゅうし えんき など たいおう いただ ばあい
は、サービスを一時中止もしくは延期等の対応をさせて頂く場合があります。

つういん かいじょ しんたい かいご ともな ばあい ぜんご きょたく がいしゅつ ちよくせつ かんけい
※「通院介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関係し
しんたい かいご れい にゅうよく かいじょ しょくじ かいじょ ぶん じかんいじょう よう しんたい
ない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）を30分～1時間以上を要しかつ当該身体
かいご ちゅうしん ばあい つうさん しんたい かいご せいきゅう
介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を請求します。

かいご きゅうふ ひ しきゅう たいしょうがい りょう りょうきん
（2）介護給付費支給対象外サービス利用料金

いか りょう りょうきん ぜんがく りょうしゃ ふたん
以下のサービスは利用料金の全額がご利用者の負担となります。

つうじょう ふく りょうしゃ きぼう とくべつ じっぴ
○通常のサービスに含まれない利用者が希望する特別なサービスについては実費をいた
きます。

こうつうひ 交通費	つうじょう じぎょう じっし ちいき いがい ちいき す かた とう じぎょうしょ 通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所の りょう ばあい りょう さい よう こうつうひ サービスを利用される場合は、サービスの利用に際し、要した交通費 じっぴ の実費をいただきます。	
	りょう ばあい れんらく サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただ じかん おう かき りょう せいきゅう いた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます す。	
	ぜんじつ れんらく ばあい 前日までのご連絡の場合	りょう ふよう キャンセル料は不要です
	とうじつ れんらく ばあい 当日のご連絡の場合	いっかい いちりつ えん せいきゅう 一回につき一律1,000円請求します。

りょう りょうきん しはらい ほうほう
4 利用料金のお支払方法

前記（１）、（２）の料金・費用などは、１か月ごとに計算し、請求いたしますので、翌月１０日までに以下のいずれかのご契約されている口座より引き落としされます。（１か月以内に満たない期間に関する利用料金は、その月の暦日数を基にして、利用開始日から、又は利用終了日までの日数の割合で計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振込み

北星信用金庫剣淵支店 普通預金 ０００５５０８

（口座名義）社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会
会長 田中 茂一

ゆうちょ銀行剣淵支店 普通預金 19020 ６０１０３５９１

（口座名義）社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会
会長 田中 茂一

５ サービスの提供に当たっての留意事項

（１）市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量、支給内容、利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合には速やかに事業者にお知らせください。

（２）居宅介護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「居宅介護計画」を作成します。作成した「居宅介護計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得たうえで成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。サービスの提供は「居宅介護計画」に基づいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者等

はつもんじ じょうぎよう いこう じゅうぶん はいりよ おこな
の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。

きょたく かいご けいかく へんこう どう
(3) 居宅介護計画の変更等

きょたく かいご けいかく りょうしゃ どう しんしん じょうきよう いこう へんか ひつよう おう
「居宅介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じ
へんこう
て変更することができます。

りょう へんこう ついか かどう じょうきよう りょうしゃ きぼう じかん
また、サービスの利用の変更・追加はヘルパーの稼働状況により利用者の希望する時間に
ていきよう ばあい た りょう かのう
サービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日
りょうしゃ ていじ たじぎょうしょ しょうかい ひつよう ちょうせい
時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

たんとう けつてい どう
(4) 担当ヘルパーの決定等

ていきよう じ ふくすう こうたい ていきよう
サービス提供時にあたっては複数のヘルパーが交代してサービスを提供いたしま
りょうしゃ とくてい しめい
す。利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについて
き てん ようぼう どう じぎょうしょ えんりょ そうだん
お気づきの点やご要望がありましたら、当事業所に遠慮なくご相談ください。

じっし ひつよう びひん どう しょう
(5) サービスの実施のために必要な備品等の使用

じっし ひつよう びひん すいどう でんき ふく むしょう しょう
サービス実施のために必要な備品（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用してい
じぎょうしょ れんらく ばあい でんわ しょう
たします。また、ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただ
ばあい
く場合もあります。

ぎゃくたい ぼうし
6 虐待の防止について

じぎょうしゃ りょうしゃ どう じんけん ようご ぎゃくたい ぼうし どう せきにんしゃ せんてい どう ひつよう たいせい
事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため責任者を選定する等必要な体制
せいび おこな たい ぎゃくたい ぼうし けいはつ ふきゅう けんしゅう じっし
の整備を行うとともに、ヘルパーに対して虐待防止を啓発・普及のために研修を実施する
そち こう
などの措置を講ずるものとします。

とう じぎょうしょ そうだん まどぐち 当事業所相談窓口	まどぐち たんとうしゃ おおさこ あきよし ・ 窓口担当者 大佐古 明義
	でんわ ばんごう ・ 電話番号 0 1 6 5 - 3 4 - 3 9 2 2
	ばんごう ・ FAX番号 0 1 6 5 - 3 4 - 3 9 8 5
	まどぐち たんとうしゃ けんこう ふくし か かいご ふくし ・ 窓口担当者 健康福祉課介護福祉グループ

けんぶちちょうぎやくたい ぼうし 剣淵町虐待防止センター	でんわ ばんごう ・ 電話番号 0 1 6 5 - 3 4 - 3 9 5 5 ばんごう ・ FAX番号 0 1 6 5 - 3 4 - 3 9 8 5
ほっかいどう しょうがいしゃ けんり ようご 北海道障害者権利擁護センター	まどぐち たんとう しゃ ほっかいどう しょう しゃ ほけん ふくし か ・ 窓口担当者 北海道障がい者保健福祉課 でんわ ばんごう ・ 電話番号 0 1 1 - 2 3 1 - 8 6 1 7

7 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

りようしゃ およ ①利用者及びその家族 に対する秘密の保持について	じぎょうしゃ およ じぎょうしゃ しょう いか じゅうぎょうしゃ ○ 事業者及び事業者の使用するもの（以下「従業者」という。）は、 ていきょう うえ し りようしゃ およ かぞく ひみつ せいとう りゆう サービス提供をする上で知りえた利用者及び家族の秘密を正当な理由 だい 3しゃ も なく、第三者に漏らしません。 ひみつ ほじ ぎむ ていきょう けいやく しゅうりょう ○ また、その秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した場合 けいぞく においても継続します。 じぎょうしゃ じゅうぎょうしゃ ぎょうむじょう し え りようしゃ また かぞく ひみつ ほじ ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持 じゅうぎょうしゃ きかん およ じゅうぎょうしゃ あと させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、 ひみつ ほじ むね じゅうぎょうしゃ こよう けいやく ないよう その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
こじん じょうほう ②個人情報	じぎょうしゃ りようしゃ ぶんしょう どうい え かぎ ○ 事業者は、利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービ たんとうしゃ かいぎ とう しょう とう た しょう ふくし じぎょうしゃとう ス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、 りようしゃ こじん じょうほう ていきょう りようしゃ こじん かぞく こじん 利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の個人家族の個人情 とうがい りようしゃ かぞく ぶんしょ どうい え 報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない かぎ たんとうしゃ かいぎ しょう とう た ふくし じぎょうしゃ とう 限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等 りようしゃ かぞく こじん じょうほう ていきょう に利用者の家族の個人情報を提供しません。 じぎょうしゃ りようしゃ およ かぞく かん こじん じょうほう ふく きろく ぶつ ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物

の保護につ いて

、（紙によるもののほか、磁氣的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

- 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行うものとします。

8 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師への連絡等を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に下記の対応時間内に連絡を受けた際は、利用者の状況に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0165-34-3922

24時間対応可能

9 事故発生時の対応方法

利用者に対する居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護の提供により賠償がすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 身分証携行義務

居宅介護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

11 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 連絡調整に対する協力

居宅介護事業所は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものを行う連絡調整にできる限り協力します。

13 他の障がい福祉サービス事業者との連携

指定居宅介護の提供に当り、市町村、他の障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

14 サービス提供の記録

① 指定居宅介護の実施ごとに、そのサービス提供日、内容、実施時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

② 指定居宅介護の実施ごとに、サービス提供実施記録表に記録を行い、利用者の確認を受けます。

③ これらの記録はサービスの完結日から5年間保存し、利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

15 苦情の受付

提供した指定居宅介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対する意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することこともできます。

じぎょうしゃ まどぐち 【事業者の窓口】 じぎょうしゃ たんとう ぶしょ まどぐち めいしょう (事業者の担当部署・窓口の名称)	しょ ざい ち かみかわぐん けんぶちちょう なかまち ばん ごう 所在地 上川郡剣淵町仲町28番1号 でんわ ばんごう 電話番号 0165-34-3922 ばんごう FAX番号 0165-34-3985 うけつけ じかん 受付時間 8:15～17:00 たん どう しゃ おおさこ あきよし 担当者 大佐古 明義
しちょうそん まどぐち 【市町村の窓口】 けんぶちちょう けんじょう ふくし か (剣淵町見城福祉課)	所在地 上川郡剣淵町仲町28番1号 電話番号 0165-34-3955 うけつけ 受付時間 8:15～17:00
こうてき だんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 ほっかいどう ふくし うんえい てきせいか いいんかい 北海道福祉サービス運営適正化委員会 (北海道社会福祉協議会)	しょ ざい ち さつぼろし ちゅうおうく にし じょう ちょうめ 所在地 札幌市中央区西2条7丁目 かでの2. 7 でんわ ばんごう 電話番号 011-204-6310

15 第三者による評価の実施について

第三者による評価は実施していません。

令和 年 月 日

居宅介護サービスの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

【事業者】

(所在地) 北海道上川郡剣淵町仲町28番1号

(法人名) 社会福祉法人 剣淵町社会福祉協議会

(事業所名) 居宅介護事業所 ホームヘルプセンター つむぎ

説明者職氏名 管理者 遠藤 美穂 (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名 (印)

利用者の代理人等 住所

氏名 (印) (続柄)